

川崎市債のお申し込み方法

- どなたでも簡単にお申し込みいただけます。
- 川崎市内の下記の金融機関の窓口でお申し込みいただけます。
- 新規にお取引される場合は、ご印鑑と本人確認書（免許証、健康保険証など）などが必要になる場合があります。
- 金融機関によって、別途保護預かり手数料などがかかる場合があります。
- 募集期間内でも売り切れる場合があります。
- 詳しくは各金融機関にお尋ねください。

平成16年度の川崎市債発行予定

(単位：億円)

区分	償還期間	発行総額	16年										17年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
川崎市個別発行	全国型市場公募債	5年	350			200						150			
	住民参加型ミニ市場公募債	5年	20										20		
	全国型市場公募債	15年	150										150		
小計		520	0	0	0	200	0	0	0	150	170	0	0	150	
共同発行市場公募債	10年	450	50	50	50	50		50	50	50		50	50		
合計		970	50	50	50	250	0	50	50	200	170	50	50	150	

※今後の状況の変化により、上記の発行計画を変更する場合があります。

※共同発行市場公募地方債とは27の地方公共団体が共同して発行する「共同発行・市場公募地方債」です。

取り扱い金融機関

株式会社 横浜銀行	川崎支店	044-222-5521
株式会社 みずほ銀行	川崎支店	044-211-3311
株式会社 三井住友銀行	神奈川公務法人営業部	045-683-3651
株式会社 UFJ銀行	神奈川公務部	045-641-7630
川崎信用金庫	本店	044-222-7581
セシサ川崎農業共同組合	本店	044-877-2140
野村證券株式会社	コールセンター	0120-00-8657
日興コーディアル証券株式会社	日興コールセンター	0120-550-250
大和証券株式会社	コールセンター	0120-01-0101
みずほインベスターズ証券株式会社	コールセンター	0120-555-324
新光証券株式会社	川崎支店	044-233-3711
三菱証券株式会社	川崎支店	044-233-9391
UFJつばさ証券株式会社	コールセンター	0077-789-283
丸三証券株式会社	高津支店	044-844-5811
岡三証券株式会社	カスタマーセンター	0120-39-0603

※上記のうち、ミニ市場公募債を取り扱っていない金融機関があります。

(平成16年10月現在)

【その他市債に関するお問合せ】

川崎市財政局資金課 電話：044-200-2182 FAX：044-200-3904

<http://www.city.kawasaki.jp/>

市のホームページでのキーワード検索「川崎市債の広場」



川崎市債



川崎市債4つの特徴

安心・確実

川崎市が発行する債券で、信用度は国債と同様とされており、

手続き簡単

1万円から1万円単位でお申し込みできます。

期間5年 確定利率

年2回の利息が受け取れます。

いつでも換金可能

価格は日々変動しており、購入時の価格と途中売却時の価格は異なることがあります。また、売却時には所定の手数料がかかる場合があります。

市債を購入し、市政に参画してみませんか？

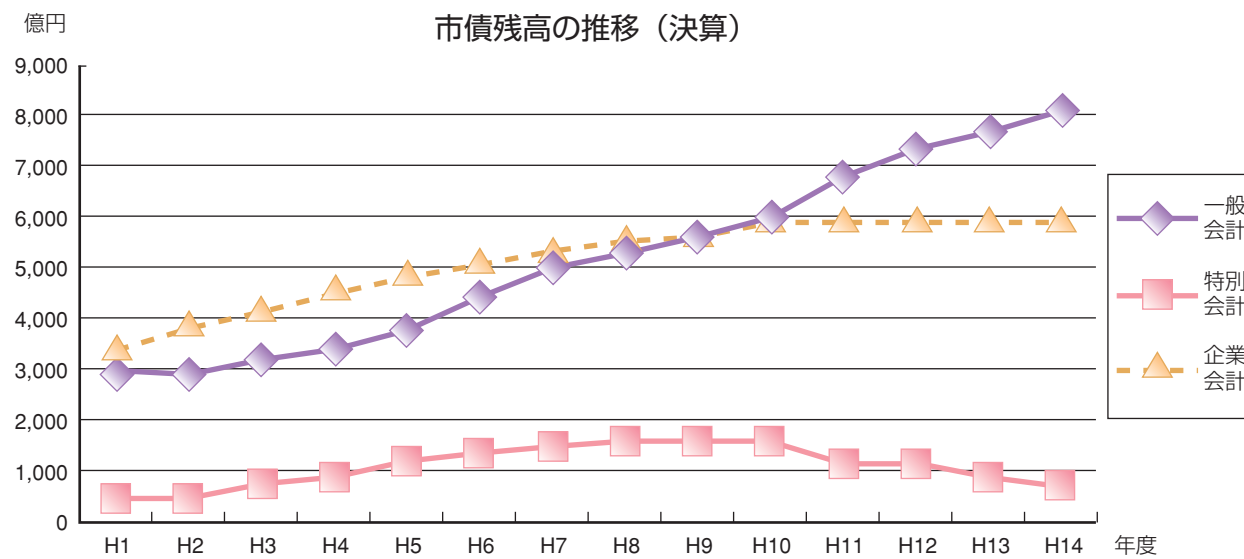
- 川崎市では、市が公園、道路、学校、文化施設など身近な公共施設の整備のために必要となる資金の一部を借り入れるため、定期的に「川崎市債」を発行しています。
- 川崎市では、市民との協働による「うるおいのある快適で安心な都市づくり」を進めるため、市債の個人消化を促進していきたいと考えています。
- 昨年、「川崎シンフォニーホール債」で人気を博しましたミニ市場公募債は12月の発行を予定しており、「市民健康の森」の整備に充てる予定です。

なぜ、市債という借金をするのか？

公共施設を建てる場合に、市債という借金をしてその財源にあてるのが一般的です。もし、即金で建物を建てたとしたら、今の市民がその費用を全額負担することになって、その後の市民は負担無しでその建物を使用することになります。そうすると、今の市民にだけ、負担がかかってくることになり、世代間で不公平になるのです。そこで30年間などの期間で、市民が平等に建設費を分け合って負担するようにしているのです。

また、市債の発行は公共施設を建設するときに認められるものなので、職員の給与に当てるために、市債を発行することは原則的には認められていません。

○ 今の市債残高はこれだけあります・・・



一般会計の借金が8千億円か。これって多いの、少ないの。



市債は確かに借金なんじゃが、公園みたいに何十年も使うものを作るときは、よしおくんの子どもたちとか、将来これを使う人も含めて費用を負担したほうが適当な場合もあるんじゃないよ。そのために市債を発行するんじゃない。



それにしても、バブルがはじけてから、一般会計の市債残高はどんどん増えているんだなあ。



パパのいうとおり、一般会計の市債残高は、バブルがはじけてからずっと伸びてきているんじゃない。
自治体の規模に見合った額で、市債の借入れをしていくことが大事なんじゃない。



よくあるQ&A

Q1 川崎市債の元本は保証されますか。

- A1
- 満期まで持てば元本で償還されます。
 - 地方債の元利償還に必要な財源を国が保障します。
 - 起債時に、政府が元利償還に支障のないようかなりの安全性を見込んで発行を事前に制限しています。
 - 万一財政再建団体になった場合、国が予算編成に関与し、優先して元利金を償還させます。

Q2 川崎市債は中途換金できますか。

- A2
- その時の時価で売却が可能です。土、日、祝日は売買できません。
 - 時価により売却される場合は、そのときの市場価格によっては、購入価格を割り込むこともあるので注意してください。詳しくは金融機関まで。
 - 表面金利は日割り計算され、受け取れます。税金は源泉徴収（20%）されます。
 - 売買差損益は非課税です。別の所得との通算はできません。

Q3 川崎市の財政はどのようなのですか。川崎市債の将来は大丈夫でしょうか。

- A3
- 人口増加率は、他の大都市と比較してNo1です。
 - 自主財源比率が高く、税収基盤が安定しております。
 - 行財政改革プランを進め、人件費を含めた諸経費の削減を進めております。
- 以上より、川崎市は他の自治体と比べても、安定していますので、川崎市債は安心できる投資先です。

Q4 高齢者なのですが、資金運用の手段として市債を購入したいと思っています。税制上の優遇措置等はありませんか。

- A4
- 65歳以上の方、遺族年金・寡婦年金を受けることのできる方、身体障害者手帳をお持ちの方はマル優350万円、特別マル優350万円、合計700万円の適用が可能で、利子に対する税金はかかりません。
 - ただし、65歳以上の方への適用は、平成18年1月で廃止となります。
 - 平成16年11月現在65歳以上の方の新規設定はできません。
 - 65歳以上の方のマル優制度は、平成14年末で65歳以上で、なおかつその時点でマル優の申請をしておられた方のみ適用可能となっております。
 - 購入時に取扱金融機関での債券の「保護預かり」が必要です。金融機関によって、別途保護預かり手数料などがかかる場合があります。

Q5 川崎市の市債の魅力を一言で教えてください。

- A5 川崎市債を含む地方債の特色は
- 金利が高く、半年毎に受け取り、元本が安全です
 - ほとんどの金融機関で最低1万円から1万円単位で買えます。
 - いつでも中途換金ができ、便利です。

12月発行の「住民参加型ミニ市場公募債」は、「川崎市民健康の森債」として発行し、市民健康の森の整備に使われます。